

第 7 5 号議案

中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するとともに、平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 6 年 6 月 3 0 日までの間における使用料の額等の特例措置を定める必要がある。

中野区立公園条例の一部を改正する条例

中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（使用料の額等の特例措置）

6 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「100円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第5(1)の表中「4,200円」を「4,000円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「900円」を「1,210円」に、「9,000円」を「12,100円」に、「13,500円」を「18,100円」に、「18,400円」を「24,700円」に、「35,700円」を「47,800円」に改める。

別表第5(2)の表中「400円」を「600円」に改める。

別表第5(3)の表中「1,600円」を「1,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に別表第3に掲げる多目的運動場について改正後の附則第6項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までに掲げる有料施設（集会場及び自動車駐車場を除く。）、附属施設及び附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、別表第3及び改正後の別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定に同項の規定を適用した場合の別表第3及び別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。
- 3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。